



犯罪や非行を防止し 立ち直りを支える 地域のチカラ

毎年7月は「社会を明るくする運動強化月間」です。この運動は、すべての国民が犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪のない明るい社会を築いていこうという全国的な運動で、法務省の主唱により実施され、今年で61回を迎えます。美幌町でも「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の副題のもとに各種運動を実施します。

街頭啓発

6月26日(日)の街頭パレードを皮切りに、強調月間である7月に啓発活動を行います。
7月17日(日)には観光和牛まつり会場で啓発活動を行い「少年の非行防止と更正の保護」を唱えます。

少年相談

青少年の悩み事や登校などの相談を受け付けています。
○少年相談 7月の月～金曜日
○登校に関する相談 月～金曜日(随時受付)
※時間はいずれも午前8時45分～午後5時30分
場所 トレーニングセンター

ミニ集会

隣近所の人たちが気軽に集まり、お茶を飲みながら、和やかな雰囲気、身近な問題や非行問題、あるいは子どもの教育などについて、自由な話し合いをする場です。お気軽にご参加ください(後で保護司等より呼びかけがあります)。

サッカー大会

第26回北網地区社明杯少年サッカー大会
地元美幌町をはじめ、管内各市町村のサッカー少年団が多数参加し、スポーツを通じて青少年の健全育成を目指します。
日時：7月24日(日) 午前8時30分 場所：あさひ運動公園運動場

町民パークゴルフ大会

第3回社明杯町民パークゴルフ大会
パークゴルフを通じて、社明運動の普及、町民の健康づくりの向上を目的として実施します。
日時：7月18日(月)・(祝)午前7時30分 場所：網走川河畔公園パークゴルフ場
※申込み等詳細については下記をご覧ください。

第3回社明杯 町民パークゴルフ大会

美幌町パークゴルフ協会では「社会を明るくする運動」の行事の一環として、次のパークゴルフ大会を開催します。多くの町民の皆様のご参加をお待ちしています。

■日 時 7月18日(月)・(祝)

受 付 午前7時30分

開 会 式 午前8時

※小雨決行。ただし悪天候の場合は当日現地にて開催の有無を判断します。

■場 所 網走川河畔公園パークゴルフ場
(いちい・つつじコース)

■参加対象 町内在住の方

■参加料 無料

■競技方法 男女個人戦(36ホール・ストロークプレイ)

■表 彰 優勝・準優勝・上位賞等、男女別に表彰します。

■申込・問合せ先 7月11日(月)までに、パークゴルフ協会事務局へ電話またはFAXより申し込みください。

※町パークゴルフ協会事務局

(小川☎・FAX☎5703、大前☎・FAX☎3826)申込の際には、必ず住所・氏名・年齢・電話番号を明記願います。

重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費助成制度

重度心身障害者医療

重度心身障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行う制度です。

◇助成制度の内容

(1) 対象要件

1. 身体障害者手帳所持～1、2級の方
(ただし、内部機能障害のみ3級を含む)
2. 知的障害～療育手帳を所持していて、A判定
または、重度の知的障害と医師に診断を受けた方。
3. 精神保健福祉手帳所持～1級

(2) 所得制限

生計維持者（受給者の生計を主として維持する方）の所得が定められた額を超える場合は受給資格の対象となりません。ただし、生計維持者が美幌町以外にお住まいの場合等は市町村所得課税証明書が必要です。

(3) 一部負担金

住民税非課税世帯…自己負担なし
住民税課税世帯…自己負担0.5割負担
※身体・知的障害は、入院・通院費助成。
精神障害は、通院費のみ助成。

(4) 申請方法

対象要件に該当した方、又は美幌町に転入した方は受給者証交付申請の手続きを行ってください。
○交付申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・印鑑（本人と被保険者のもの）
- ・身体障害者手帳、もしくは療育手帳、精神保健福祉手帳
- ・所得課税証明書（転入された方のみ必要）

ひとり親家庭等医療

※この制度でいう子とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある児童のこと（扶養されている20歳に達した日の属する月の末日までにある児童を含む）。

◇助成制度の内容

(1) 一部負担金

- ・3歳未満児および住民税非課税世帯の場合…自己負担なし
 - ・住民税課税世帯の場合…医療費の0.5割
- ※上記の助成はいずれも親の通院費は対象外です。

(2) 所得制限について

生計維持者（受給者の主として生計を維持する

方）の所得が制度で定められた額を超える場合は受給資格の対象となりません。

(3) 申請方法について

離婚や死別などで母子家庭・父子家庭になった方（転入してきた方も含む）は、受給者証交付申請手続きを行ってください。

○交付申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・健康保険証（世帯全員分）
- ・所得課税証明書（転入されてきた場合）
- ・養育費に関する申告書（町で用意しています）
- ・その他必要に応じて提出していただくものもあります。

乳幼児等医療

美幌町に住民登録または外国人登録があり、国民健康保険や社会保険などに加入している0歳から小学校6年生までの乳幼児等の医療費を一定の条件に基づき助成する制度です。

◇助成制度の内容

(1) 対象年齢

0歳～6歳未満(小学校就学前まで)…通院費、入院費
小学1年生～6年生まで…入院費のみ

(2) 所得制限

生計維持者（受給者の生計を主として維持する方）の所得が定められた額を超える場合は受給資格の対象となりません。生計維持者が美幌町以外にお住まいの場合等は市町村所得課税証明書が必要になります。

(3) 一部負担金（自己負担額）

- ・3歳未満児
- ・3歳以上の住民税非課税世帯 } 自己負担なし
- ・3歳以上の住民税課税世帯…医療費の0.5割(5%)

(4) 申請方法

赤ちゃんが生まれたときや、美幌町に転入して来られた方は、受給者証交付申請の手続きを行ってください。

○交付申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・健康保険証（乳幼児の名前が記載されたもの）
- ・所得課税証明書（転入されてきた場合、主たる生計維持者が美幌町外に単身赴任の場合等）
- ・その他必要に応じて提出していただくものもあります

重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費受給者証の更新について

現在お持ちの受給者証は、平成23年7月31日をもって有効期限が終了します。

つきましては、対象となる方、また、前年度却下になった方も含め、7月中旬に申請用紙とともに文書にて更新手続きのご案内をいたします。

※更新に必要なものは、申請時に必要なものと同様です。

お問い合わせ先

美幌町役場民生部保健福祉グループ 民生担当・障害福祉担当(しゃきっとプラザ2階)
☎(0152)731111 内線236・237・250・251